

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)

土地の用途廃止

目次

告示

保険医の登録

保険医及び保険薬剤師の登録

被爆者一般疾病医療機の指定

肥料の登録の有効期間の更新

肥料の分析検査の結果の概要

解除予定の保安林

クククククク

クククククク

クククククク

土地改良事業の認可

クククククク

土地改良区の役員の住所の変更
土地改良区の役員の退任等

◇人委規則 べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
正誤 昭和四十六年三月鳥取県公安委員会告示第十七号中訂正

告示

鳥取県告示第三百十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
川本 久雄	倉吉市東町四四〇	鳥医第一五八二号	昭和四十六年三月十五日

鳥取県告示第三百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
田口 公子	米子市東福原四八二 川手方	鳥医第一五八三号	昭和四十六年 三月二十五日
渡辺 陽子	鳥取市玄好町四〇四	鳥薬第二五四四号	昭和四十六年 三月二十七日

鳥取県告示第三百二十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三五四号	国府西瓜 複合肥料一号	窒素全量七・〇 五・五 アンモニア性窒素 りん酸全量五・〇 五・五 水溶性りん酸四・五 うち 加里全量八・〇 うち 水溶性加里七・八 うち	岩美郡国府町大字町屋 三〇四番地 国府町農業協同組合 組合長理事 曰井信一

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和四十六年四月二日	赤崎町国民健康保険直営	
	赤崎診療所	東伯郡赤崎町赤崎

鳥取県告示三百二十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

ノ	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

鳥取県告示第三百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字志子部字稗苅ヨリ白石迄六四六の一、字茅谷六四八

の五から六四八の七まで、六四八の九、六四八の一〇、字口日向六五〇の一二(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年四月十三日

佐治村農業協同組合

赤崎町農業協同組合
中浜農業協同組合

逢坂農業協同組合

日本肥料株式会社

大日本ドロマイト鉱業株式会社

足立石灰工業株式会社
清水工業株式会社

米田産業株式会社

アサヒミネラル工業株式会社

電協産業株式会社
蛇の目化工株式会社

鋼管鉱業株式会社

川鉄鉱業株式会社

日本耕土産業株式会社

内海塩業株式会社

宇部化学工業株式会社

硫酸苦土肥料
水酸化苦土肥料

硫酸苦土肥料
水酸化苦土肥料

鳥取県告示第三百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一(次の図に示す部分に限る。)
八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一
保安林として指定された目的
水源のかん養
林道敷地とするため
場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字石ヶ谷八〇五の二七、八〇五の一八、八〇五の二〇から八〇五の二四まで、八〇五の二六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家役場

町に備え置いて縦覽に供する。）

鳥取県告示第三百二十七号

日野町長から申請のあつた日野町営土地改良（本郷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十八号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良（神福地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十九号

大栄町長から申請のあつた大栄町営土地改良（妻波地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良（中石見地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十一号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良（萩原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十二号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良（福寿実地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所の変更をした旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

佐陀川右岸土地改良区
住所変更した役員の氏名及び住所

理事	石 見 顕 義		変更前の住所	米子市尾高一、六八四 一、六八四 七三三
	変更後の住所	"		
理事	松 本 善 治	変更後の住所	"	一四四の一

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

上野福尾土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事	福 留 伊佐夫	西伯郡大山町福尾五五五の一
	金 田 熊 男	タ
	金 田 進	三〇四
	門 脇 潔	タ
	角 田 宇 吉	タ
福 留 勝 美	四 九 六	五四九
		二八九

00713

角田弘人	二八五
山根健寿	上野一九六
金山田良夫	二〇二
山根宗治	一三三
山根実夫	二〇〇
金田秀範	一八三
金田篤治	一八七
金田茂	二一二
玉鉢秀雄	福尾三〇〇
玉鉢土地改良区	第一回総会まで
退任した役員の氏名及び住所	設立認可申請人において選任し、昭和四十六年二月二十四日就任
理事 塚 脍 良 雄	任期
監事 本 勝 美	岩美郡国府町大字玉鉢五一番地
監事 松 長 茂	五二三番地
監事 小 林 正 吉	一二番地
監事 野 田 徳 夫	三〇番地
監事 山 本 登 三	一八番地
任期満了により退任	玉鉢三四八番地
就任した役員の氏名及び住所	五三番地
理事 岩美郡国府町大字玉鉢三五番地	五二番地

集 脍 良 雄	五二番地
山本勝美	山本勝美
小林正吉	中村与市
野田熊夫	麻生三四八番地
山本登三男	三八〇番地四
小林光芳	一八番地
山木登三男	玉鉢五三番地
中林信治	二三四番地
監事 小林光芳	八五番地
監事 中林信治	八五番地
米川土地改良区	米川土地改良区
退任した役員の住所及び氏名	退任した役員の住所及び氏名
監事 倉 郷 孝 道	昭和四十六年二月四日死亡により退任
監事 井 上 万 吉 男	昭和四十六年二月四日死亡により退任
米子市東福原八二八番地	米子市夜見二、二三三〇
米子市東福原八二八番地	九一三番地
西福原一〇〇四の二番地	三〇五番地
西福原一〇〇四の二番地	四〇九番地
西福原一〇〇四の二番地	九五三番地
西福原一〇〇四の二番地	一二〇八番地
西福原一〇〇四の二番地	九一九番地
西福原一〇〇四の二番地	九一九番地
阿 部 忠 次 郎	九一九番地
渡 辺 嘉 吉	九一九番地
大 上 良 三	九一九番地
大 先 安 五 郎	九一九番地
国 尾 春 吉	九一九番地

宮松 偉	一五八八番地
繩田 久	三四八五番地
福景 龟寿	上福原一八四一一番地
竹本 美佐雄	九八二番地
影谷 勘一	一五六六番地
永本 貢	安倍九〇七番地
小別所 貞徳	中島一一八番地
井原 喜三雄	勝田町二七七番地
井 鈴木 昭三	旗ヶ崎一〇三三の二一番地
森 尾 秀顕	東福原八五六番地
井 上 善司	西福原六〇二番地
坪 宮 三 基	西福原六〇二番地
竹 中 來 一	西福原六〇二番地
荒 島 茂 宜	河崎八四五の二番地
坪 内 了 治	西福原六〇二番地
ク ク ク ク ク ク	西福原六〇二番地
ク ク ク ク ク ク	西福原六〇二番地
ク ク ク ク ク ク	西福原六〇二番地
監事	西福原六〇二番地

鳥取県告示第三百三十五号
昭和四十二年五月三十一日総代会において選挙の結果当選し、昭和四十
二年六月一日就任 任期四年

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止

した。

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止
した。

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市下田中字上五反田二七八ノ一一番地先

八・六四

水路敷

字桜谷七〇三番地先

場	所	(面積) 平方メートル	用途
鳥取市古海字鶴田七〇五番地先からまで	一三・一七	一三・一七	水路敷
鳥取市古海字鶴田七〇六番地先まで	一三・一七	一三・一七	水路敷
所	所	(面積) 平方メートル	用途
昭和四十六年四月十三日	鳥取県知事 石 破 二 朗		
場	所	(面積) 平方メートル	用途
昭和四十六年四月十三日	鳥取県知事 石 破 二 朗		
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止			
した。			
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止			
した。			

鳥取県告示第三百三十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 方 メ ト ル)	用 途
東伯郡三朝町大字三朝字村通八七四番地先	九・〇〇	道路敷	

鳥取県告示第三百三十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 方 メ ト ル)	用 途
鳥取市秋里字埋立一、〇三七番地先から	一、〇四八ノ一一番地先まで	二七七・一二	
江津字埋立七四二番地先から	一、〇四五二番地先から	二一〇・二五	
松並町三丁目二八一番地先	一、〇四八ノ一一番地先まで	六六・一五	
秋里字埋立一、〇四〇ノ一一番地先から	一、〇三七番地先まで	七三・四七	道路敷
水路敷	"	"	

鳥取県告示第三百四十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 方 メ ト ル)	用 途
鳥取市叶字寺田二三五ノ一一番地先	二〇・一〇	道路敷	

鳥取県告示第三百四十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 方 メ ト ル)	用 途
鳥取市吉成字中坪二四七ノ二番地先から	一、四七ノ八番地先まで	一五・一二	
水路敷	"	"	
二四八ノ一五番地先まで	一四・三五	道路敷	

三七・〇八

二六九番地先まで
二七〇番地先まで

六四・四六

江津字埋立七四二番地先から
七四三ノ一番地先まで

00717

鳥取県告示第三百四十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

場所	鳥取市商栄町一七七ノ一番地先から八二ノ二番地先まで	(面積)	破二朗
		二五〇・三四	水路敷

人事委員会規則

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十六年四月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁藏

鳥取県人事委員会規則第二十五号

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（べき地学校、準べき地学校及び特別地域学校）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例第十一の五第一項に規定する特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するもの（以下「特別地域学校」という。）は、別表

第三のとおりとする。

第三条第一項第一号中「若しくは準べき地学校」を「准べき地学校若しくは特別地域学校」に、「べき地学校等」を「べき地等学校」に改める。

第三条第一項第二号及び第五条中「べき地学校等」を「べき地等学校」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

準べき地学校

所	在地	学	校	名
日野郡日南町上萩山一三三ノ一番地	多里小学校上萩山分校			

日野郡日南町印賀一五六六番地	大宮小学校
----------------	-------

日野郡日南町菅沢八四三番地	大宮小学校菅沢分校
---------------	-----------

日野郡日南町印賀二五一五番地	大宮中学校
----------------	-------

日野郡日南町阿毘縁一二四五九番地	阿毘縁小学校
------------------	--------

日野郡日南町阿毘縁一二四五九番地	日南中学校阿毘縁校舎
------------------	------------

別表第三

特別地域学校

所	在地	学	校	名
八頭郡用瀬町大字江波六五四番地	用瀬小学校江波分校			

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則

正

誤

昭和四十六年三月鳥取県公安委員会告示第十七号（道路交通の規制に関する規程の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

一 下 段 行	162 から 165 まを	162 から 166 までを
	誤	正